

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県文化財保護審議会条例		
条 例 番 号	昭和 51 年神奈川県条例第 5 号	法 規 集	第 14 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局生涯学習文化財課		
条 例 の 概 要	文化財保護法第 190 条第 1 項に基づき、県教育委員会に設置する神奈川県文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するための審議会である神奈川県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）は、現在においても設置する必要がある。この条例は、文化財保護法第 190 条第 3 項の規定に基づき、審議会について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議しており、有効に機能している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催状況 20 年度（4 月、7 月、10 月、1 月） ・ 県文化財の指定実績 20 年度（2 件）、19 年度（4 件）、18 年度（2 件）
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	文化財には、有形、無形、民俗文化財等、様々な種類があるが、審議会は、それらに関し優れた識見を有する学識経験者及び関係行政機関の職員の計 20 人の委員で構成されており、効率的な調査審議が行われている。また、特に高度な専門的見地からの意見聴取が必要な場合には、文化財の種類ごとに設けられた 5 つの部会において、集中的な調査審議を行うなど、柔軟かつ効率的な運営を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員構成 大学教授等 15 人 国立博物館職員 2 人 市立博物館職員 1 人 民間美術館長等 2 人 ・ 部 会 第 1（有形）部会 9 人 第 2（民俗）部会 3 人 第 3（史跡・考古）部会 5 人 第 4（自然）部会 3 人 世界遺産部会 5 人
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	審議회를原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。 県民公募委員については、文化財の保存及び活用に当たり、各分野における高度な専門性と文化財への深い造詣が求められるため、登用していない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	文化財保護法に基づく審議会として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)